

平成28年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：平成29年2月22日（木） 14：00～16：30

場 所：江東区森下文化センター 4Fレクホール

出席者：国関係

環境省：産業廃棄物課 課長補佐 竹花 英彰

経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 吉野 欣臣

農林水産省：林野庁 木材利用課 専門官 山下 正輝

国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 種蔵 史典

：公共事業企画調整課 係長 水野 匡洋

：建設業課 課長補佐 佐々木 昇平

連合会関係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 鈴木 隆

関東木材資源リサイクル協会会長 藤枝 慎治

東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦

近畿木材資源リサイクル協会会長代理 一瀬省三

中四国木材資源リサイクル協会会長代理 岡崎博紀

九州木材資源リサイクル協会会長代理 河本一成

ほか各地域協会役員、事務局員等 9名

各地域協会会員、賛助会員 36名

報道 2名

合計 59名（敬称略）

I あいさつ

1 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 鈴木理事長

大変お忙しい中、国からは各省庁の方々にご出席いただき、また、平素から連合会の運営に多大なご協力をいただいておりますユーザーの方々、メーカーの方々にも出席いただき、改めてお礼申し上げます。

さて、毎年恒例になっているが、各年度における様々な問題点、今後の課題等を含めて要望等を行っており、本検討会においては、国の見解・考え方を説明いただき、私どもとしてどのように展開していくのか、といったことを皆様方と一緒に検討していくものである。

本日は、まず国の方から施策・法改正の説明、要望に対する見解等をお話しいただいて、その後、各ユーザーの皆様方、メーカーの皆様方と今後に向けて、或いは今抱えている様々な問題点をご議論いただきたい。

最後になるが、本日の検討会が皆様方にとりまして実のあるものになり、そして今後ますますの発展につながる会にしたいと思うので、皆様方のご協力をお願いする。本日はご参加いただき誠にありがとうございます。

2 国代表挨拶 環境省：産業廃棄物課 課長補佐 竹花 英彰

皆様方には日ごろから廃棄物行政、また国の取組みにご協力・ご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

この検討会については毎年度開催されており、联合会又、各事業者の皆様が抱えている課題等を直接お聞きできるということで貴重な機会と受け止めている。

廃棄物対策の観点からこれまでの環境省の取組みを紹介させていただく。

環境省が所管している廃棄物処理法については、昭和45年に制定されている。これまでの間、種々の改正を行っており、直近では平成22年に改正しており、施行後5年間を経過したことから、必要な見直しについて検討を行っている。

昨年初めに、中央環境審議会の循環型社会部会の下に「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、昨年5月から有識者によるご審議をいただいていた。

この審議をもとに、議論をとりまとめた結果が今年2月14日に、環境審議会から環境大臣に意見具申された。

今後、環境省としては、意見具申を踏まえて、現在開会されている通常国会に改正法案を提出するなど、今後の廃棄物処理制度の見直しを行っていくこととしている。

昨年初めに食品廃棄物の不適正処理事案が発覚したが、これら不適正事案を踏まえて、更なる廃棄物処理業者の透明化、排出事業者責任の徹底といった取組の強化を進めていきたいと考えている。

また、パリ協定を踏まえて決定された、「地球温暖化対策計画」に基づいて、廃棄物分野においても地球温暖化対策をより一層強化していかなければならないと考えており、今回の意見具申において、産業廃棄物分野における低炭素化について必要な方策を検討すべきとのご意見を頂いている。

今後、環境省においては、法改正のほかにも必要な政省令の見直し等を検討していく。

本日お集まりの皆様方には、各省庁で推進している取組にご理解・ご協力をお願いしたい。

II 出席者紹介 紹介者 澤地 専務理事

本日は、1月20日に国に提出した要望書について、お忙しい中、国から出席をいただいております。各省庁から要望に対する見解等をいただく予定である。国の出席者について、ご紹介する。

(联合会関係出席者は、出席者名簿、座席表により確認いただく。)

以降、联合会 鈴木理事長が座長となり進行する。

III 議事

1 国からの施策、計画、法律の改正・運用等説明

(1) 廃棄物処理法の見直しについて

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐 竹花 英彰

廃棄物処理法の見直しについて説明させて頂く。

ア 「今般の廃棄物処理法の見直し」については、平成22年法改正から5年が経過したことから、昨年5月に中央環境審議会に廃棄物処理制度専門委員会を設置して議論を進めてきた。専門委員会はこれまで8回開催され、関係団体からヒアリングを行って、論点整理をしてきた。昨年12月に報告書案をとりまとめ、パブリックコメントを経た後、今年2月に報告書が正式にとりまとめられた。

イ その後、中環審から2月14日に環境大臣に対して意見具申があった。

ウ 廃棄物処理制度専門委員会においてまとめられた報告書について説明する。

まず、見直しに当たっての背景と経緯については、これまでの適正処理対策に一定の効果があつたものの、廃棄物処理の構造改革は未だ途上にあり、今後より効果的に進めるためには、更なる適正処理の推進が必要であることと、健全な資源循環の推進に向けた取組みについては、個別リサイクル法に基づく取組みと相まって、これまでの取組みに加えてさらに一層の推進に向けてさらなる検討が必要である。

また、廃棄物処理分野における地球温暖化対策についての強化が重要であることが確認されたので、各種廃棄物処理に係る政策についても整理・検討が必要となっている。

基本的な視点は2点、まず、適正な循環的利用の徹底を図った上で、資源の循環的利用が確保されなければならない。また、地球温暖化対策も重要であるので、適正処理の更なる推進と、健全な資源循環の推進という2本柱として検討を行っている。

具体的には、適正処理のさらなる推進については、排出事業者責任の徹底として、廃棄物処理法の大原則である排出事業者責任をさらに強化していく、或いは、事業者による適正処理の確保に向けた仕組み作り、もしくは現場での機動的な対処を重視した仕組みづくりを検討していく。

2つめの健全な資源循環の推進については、具体的には、排出抑制、適正な循環的利用の推進、優良な循環産業の更なる育成や合理化、規制改革を検討していく。

主な論点としては、資料3～4ページに挙げてあるが、大きく3つの区分に分かれている。

一つ目が「**適正処理の推進**」であり、二つ目は「**健全な資源循環**」、そして、「**その他**」としてまとめている。

まず、「**適正処理の推進**」については、大きく6つの区分になっている。

(1) から (4) までは、昨年度発生したダイコー事案を受けて検討が進められている事項である。

(1) の産業廃棄物の処理状況の透明性の向上については、廃棄物処理法上の優良認定制度による処理状況の情報の公開について、事業者の利便性の向上を含めて、見直しを検討すべきとまとめられている。

(2) マニフェストの活用については、ダイコー事案ではマニフェストの虚偽報告があったので、罰則強化の検討、電子マニフェストの一部義務化を検討すべきとまとめられている。

(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底については、排出事業者においては最終処分まで確認する義務が法律上規定されているが、処理業者に委託したことによってその義務が果たされているという誤った認識があるので、排出者責任の徹底について改めて周知することになっている。適正な対価を負担せずに委託することの防止、処理料の支払い方法の適正化を検討すべきとまとめられている。

(4) 廃棄物の不適正な取り扱いに対する対応の強化については、許可を取り消された者に対しても改善命令を出せるように見直しするべきとまとめられている。

(5) については、有害物質管理の在り方として、有害物質に関する情報伝達の義務付けとして、現在運用で行われているWDS（廃棄物データシート）の義務化などについて検討すべき、POPs（残留性有機汚染物質）を特別管理廃棄物に指定することを検討すべきとまとめられている。

(6) の廃棄物の適正処理のさらなる推進に関するその他の論点については廃棄物の円滑な処理の観点から必要な見直しについて検討すべきとまとめられている。

「健全な資源循環」ということでは、3点あり、

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取り組み及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組については、全国的に火災事故や油の流出事故など問題となっている、雑品スクラップヤード、使用済みの電気機器などの保管場について、規制をすべきとまとめられている。

(8) 優良な循環産業のさらなる育成については、優良認定制度の基準強化と合わせた優遇措置の検討を行って、優良業者の信頼性の向上に努めるべきとまとめられている。

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組については、不適正処理の懸念があって、再生利用が進まないという現状があるものの、一方で適切に処理を進める必要もあるので、再生利用を推進するモデル事業を実施すべきでないかとまとめられている。

「その他」として、地球温暖化対策を強化すべきというご意見や各種規制措置等を見直し、規制緩和については、分社化による親社子会社間の処理について、一体と見なして許可不要とするような取り扱いを検討すべきとまとめられている。

最後は、地方自治体の運用として、廃棄物処理法以外の取扱い等について見直し、意見交換すべきでないかとまとめられている。

この内容で環境大臣に意見具申された。今後、環境省としては、法改正が必要な事項については、今国会において改正法案の成立を目指していく予定である。

(2) 建設業法改正（解体工事業の新設）について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 課長補佐 佐々木 昇平

建設業法において解体工事業という業種が新設されたことについて、説明させて頂く。

建設リサイクルという観点では、解体工事業は、建設廃材の発生側の立場ということになる。

これまで解体という許可は業種としてはなかったが、近年、種々の解体の事故があったこと、建設リサイクルの環境を含めた工事の重要性あるいは今後解体工事が増えていこうという背景のもと、新しく業種を作って、許可を管理していくべきとのことで、解体工事という業種が新設された。

法律改正が26年6月に公布され、28年6月から施行された。6月以降、新しく解体工事業という許可を持った方々が、解体工事を行っているということを知っておいていただきたい。

3ページ目は、新たな解体工事業を行う場合に必要な技術者の資格要件を示したものである。

28年6月から施行されているが、4ページ目は、経過措置が設けられているので、平成31年6月までの3年間は従来の許可でできるということになる。平成31年6月以降は、新しく解体業の許可を取得した方々が工事を行っていくことになる。

なお、建設業法は、500万円以上の工事に適用されるもので、500万円未満の工事については、従前どおり建設リサイクル法が適用されることになる。

(以上2点の説明について、質問等なし)

2 「国への要望」に対する見解

座長 それでは国への要望に対する各省庁からの見解等を、環境省から順次願います。

(1) 環境省：産業廃棄物課 課長補佐 竹花 英彰

「1 廃棄物の適正処理 (1) 廃棄物の区分、種類」について、

今回、生木などの事業活動から排出される廃棄物は、産業廃棄物に区分すべきでないかとの要望であるが、産業廃棄物の区分については適宜、必要な見直しを行ってきており、一般廃棄物から産業廃棄物に区分が変わった例もある。

区分については、事業系の廃棄物のうち、特に大量に排出されているものは産業廃棄物として区分することが基本的な考え方である。変更、見直しについては、社会情勢の変化に応じてこれまで行われてきている。したがって、リサイクルが確実な生木などの事業活動から排出される廃棄物については、現時点では見直しを行う予定はないが、今後様々な要望とか社会情勢を踏まえて必要

に応じて、検討の対象となることもあると考えている。

「1 (2) 排出事業者責任の徹底」については、

特別管理産業廃棄物と同等の管理制度を通常の産業廃棄物にも導入すべきでないかとのことであるが、特別管理産業廃棄物については、危険性や有害性の観点から特に厳格な管理体制が求められていることから、管理責任者の設置が義務付けられているところである。

一方、普通の産業廃棄物については現状において上乘せすることは考えていないが、不適正な処理を行われている事案も見受けられるので、引き続き排出事業者に対する周知については、機会を捉え都道府県にも協力を求めていきたいし、今回の廃棄物処理法の見直しにおいても、排出事業者の責務の強化を検討しているところである。

「1 (3) 小規模処理施設による不適正処理の排除」については、

廃棄物処理法上の許可が不要な小規模施設による不適正処理が散見されると云うことで取り組みを要望したいとのことだが、廃棄物処理法の権限は都道府県・政令市の法定受託事務になっており、不適正処理事案の実態について情報収集に努めていただいているので、引き続き都道府県等に立入り検査や監視の強化を求めていきたい。

また、不適正な事案を把握したということがあれば、管轄の都道府県等に情報提供していただければ適切な対応をしてもらえると考えている。

「1 (4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査」については、

近年木くずが有価物として取り扱われているので、同種の木くずの破砕施設を設置するときに、一方は、廃棄物処理施設の規制を受けて環境影響調査を実施しているので、有価物の破砕処理においても廃棄物処理施設と同様の規制を要望されているとのことであるが、廃棄物処理法については、あくまでも廃棄物を処理する施設に対する規制になっているので、この場合は廃棄物処理法の規制の対象外になるということをご理解いただききたい。

そのほか、関係する環境法令については規制を受けることになる。

「2 廃棄物処理業の手続き (1) 許可申請書類等の書式の統一」であるが、

こちらは都道府県等で様々な様式を定めたりして全国的に共通様式がないとのご指摘かと思う。総務省が実施した「平成25年の申請手続きに係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果」に基づく勧告があり、この中で、申請書、届出書について様式の統一の勧告がなされている。

廃棄物処理法の申請様式についてはこの勧告に含まれており、収集運搬の許可申請書類は近日中に廃棄物処理法の施行規則の中にこの様式を規定することを予定している。これまで都道府県には共通の様式を通知として示していたがこれを施行規則に格上げすることを予定している。

「2 (2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化」については、

同様の破砕機などの更新、或いは、環境への影響がない設備への更新の場合に簡素化の措置を要望されているが、こちらも現行法の規定の中で、例えば、過去になされた許可の設置場所、種類など必要な条件がクリアされている場合には、生活環境影響調査は省略できるとされているので、個別の事例においてこの規程に乗れるかどうかは都道府県等廃棄物の窓口にご相談していただきたい。

「3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充」については、

現在、有効期限の延長などあまりメリットがないとのことで、さらに優遇措置を拡充されたいなどの要望をいただいているが、現在、廃棄物処理法の見直しが行われているところであり、認定制度についても認定業者がより選択されるようにインターネットを通じた公表とか情報提供、財務要件などの認定基準の見直しなど、認定業者に対する優遇措置について、今後、検討が進められる予定である。

「4 バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化」については、

廃棄物処理法上の手続きの簡素化に係る要望であるが、廃棄物処理法上では保管施設の変更は変更届けとなるが、都道府県等による行政指導があることも承知しており、どのような弊害があるのかというところを具体的にお示しいただければ、その中で具体的にどのように対応できるのか検討していきたい。

「5 災害時の対応 (1)大規模災害廃棄物対策地域協議会・連絡会に、連合会を参画させてほしい」という要望であるが、

地域グループ協議会については都道府県、市町村を中心に構成しており、適正な運営のため一部の市町村の参画に限定せざるを得ないという状況にある。災害廃棄物については廃木材以外にもさまざまな種類があり、特定の種類の災害廃棄物の関係する団体に単独で参画いただくことは考えていない状況である。

「5 (2) 原発事故の影響については、立木や未利用木材などが風評等に影響されずに利用が円滑に進むよう、基準の運用の徹底を図っていただきたい。

一方で、未だに線量の高い木材があることから、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。」 (言及なし)

「5 (3) 大規模地震」の関係では、

国土強靱化基本計画や首都直下地震緊急対策推進計画、ほかに南海トラフ地震防災対策推進基本計画の中において、災害廃棄物の仮置き場の確保を盛り込んだ各種計画の作成を推進することとしており、環境省としても自治体における仮置き場の候補地の選定を支援していきたい。

「6 軽油引取税の免税制度」、「7 廃棄物処理設備の減価償却年数」、
「8 業種の認定」については、
環境省が所掌ではないと云うこともあり、コメントは控えたいが、担当の部
局にご相談いただきたい。

「9 外国人の研修生の受け入れ」については、
環境省の所掌ではないが、環境省のほうで受け入れを行っている事例があれ
ば、今後参考としていきたいと考えている。

(2) 経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 吉野 欣臣

ご要望の回答の前に、昨年5月にFIT法が改正され、今年の4月に施行され
るので、その内容を簡潔に説明させていただいた上で回答させていただく。

FIT制度が2012年7月に開始されて以降、制度開始前から再エネ導入
量が2.5倍に増加する等再エネ拡大の大きな原動力になっている一方で、実
際の再エネ導入の内容を見てみると全体の9割が太陽光発電と偏っており、ま
た、国民負担も制度開始から4年で10倍になる等課題が顕在化してきた。

そういった背景の中で、バランスのとれた再エネの最大限の導入と国民負担
抑制の両立を目的としてFIT法を改正したところ。

改正FIT法の大きな変更点の一つとして、再エネ発電事業が長期自律的な
安定電源になるよう適切な事業実施を確保していく観点から、新たな認定制度
を設けた。

具体的には、系統接続契約の締結を認定取得の条件の一つとした。また、こ
れまではFIT認定は設備の認定であったが、事業計画の認定という形にな
り、事業実施期間中に適切に保守点検を行い、または関係法令・条例の遵守な
ど事業が適切に実施される見込みがあるかどうかということ新たな認定制度
の下で審査することとしている。

そうした中で、バイオマス発電については、長期安定的な事業運営に不可欠
である燃料調達に関して、「バイオマスを安定的に調達することが見込まれる
こと」との新たな認定基準を明示し、燃料の安定調達の確実性を確保すべく、
申請事業者は新たに「燃料調達・使用計画書」を作成・提出してもらうことと
し、その中で、使用燃料の詳細情報や燃料供給者等ステークホルダーとの調整
状況などを記載し、その燃料調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づ
いているのかをしっかりとチェックしていきたいと考えている。

そういった中で、一番目の要望であるが、

「1 (1) 再生エネルギーの固定価格買取制度の影響による既存利用に影響を与
えないという原則から、建設廃材系木質チップの既存利用者への流通が阻害
されることのないような方策を検討願いたい」については、

新たなバイオマス発電事業計画が、既存のマテリアル事業者等に対して著しい影響を及ぼさないように、エネルギーと関係省庁、若しくは都道府県との間で申請事業者の燃料使用計画に関する認定申請情報を共有するシステムを構築することを通じて、認定審査の運用・連携強化を図っていきたい。また、これまで通り認定申請計画が、既存産業に著しい影響を及ぼさないような必要な要件を満たしているかに関して、申請事業者が既存事業者との間で懸念を払拭するような適切な措置を講じているかなど、国土交通省等関係省庁の間でしっかり協議を行って、その適切性を引き続き確認していく予定である。

「1 (2) FIT認定内容の公表・閲覧」については、

事業所所在地や事業者名などを公表願いたいとのことだが、バイオマス発電のみならず、再エネ発電事業が地域と共生しつつ長期安定的な電源となることを確保すべく、改正FIT法では、認定を受けた事業計画に関して設備ID、発電事業者名、発電設備の区分、発電設備の出力、発電設備の所在地について認定後、エネルギーのウェブサイト公表することを予定している。

「1 (3) 木質バイオマス発電設備の認定、稼働が急激に増加していることから限られた量の木質バイオマスを有効に生かせるよう、木質バイオマス発電施設の適正配置の措置を講じられたい」については、

近年同一地域内での発電事業計画が増加して、地域によってはバイオマスの調達の競合が生じることが予見されるため、新たな認定制度の下では、申請事業者は認定申請前に調達予定先となる全ての都道府県の林政部局、若しくは国有林の場合は、森林管理局に事前に説明に行ってくださいと予定である。

その中で、調達地域の素材生産量と申請事業者の燃料調達・使用計画との整合性等について確認を行い、必要に応じて都道府県から指導助言を受けた場合には適正な措置を講じるよう推奨していく予定である。

こうした関係省庁及び都道府県との連携強化を通じて、燃料の需給メカニズムの強化を図りつつ、木質バイオマス発電事業が円滑に運営できるように認定審査の運用を強化してまいりたい。

「1 (4) 木質バイオマス発電の設備認定に当たっては、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい」については、

新たな認定制度の下では、申請事業者の燃料調達計画の実効性を確保すべく申請事業者は、調達予定先の全ての都道府県に対する事前説明・確認に加えてその地域での同種のバイオマスを利用する事業者の調達に著しい影響を及ぼさないよう、申請事業者は既存事業者や地域の関係団体等に対して、燃料調達に関する合理的な説明若しくは事前の協議・調整を行うよう、指導してまいりたい。

(3) 農林水産省：林野庁木材利用課 専門官 山下 正輝

「1 (1) 限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、発電施設の適正配置の措置を講じられたい。」については、

先程の経済産業省から説明があった部分は、省いて答えない。場所に関しては、発電事業者若しくは計画サイドの方々は、それぞれのリスクを負って考えられていると思うので、それは事業者にお任せするしかない。ただ、出された申請書に対しては、年々細かく確認している。今後も、都道府県や経済産業省と連携して、パーティクルボード等の業界に影響がないことを確実にチェックしていく所存である。

「1 (2) 木質バイオマス発電の設備認定に当たっては、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい」については、

これは、こちらからも申請者をお願いしているところである。参加者の方で影響があったということであれば、申し出頂きたい。

「1 (3) 制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。」については、

事業者の中には、慣れていないこともあって、そのような事案を耳にすることもあるが、実際にそれが事実であるかどうかつかみ切れていない。

昨年度から実態調査を開始して、我々も現状確認に努めている。今年からガイドラインについても確認や運用の強化を図るため、28年度から「ガイドライン取組把握調査を実施しており、マニュアル作成も補助事業で実施しており、まもなく公表する予定である。今後も発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づいた適切な運用を指導するよう努めていきたい。

「1 (4) 合板型枠の取扱いについて ア 有価売買への波及」については、

2015年の7月にガイドラインのQ&Aを改定したが、廃棄物行政の管理・監督官庁である環境省とFIT制度を所轄する経済産業省が十分調整のうえ、出したものであり、ガイドラインは変わっていない。

廃棄物に該当するか否かは農林水産省（林野庁）では廃棄物行政を所管していないので、これについてどう考えれば良いのかという話については、環境省が平成25年に通知、判断事例集を発出しており、これらにもとづき、廃棄物か否かに関して、それぞれの政令都市・自治体が判断する。

廃棄物でないと宣言されて木質バイオマスの由来証明書を発行された場合、我々としてはそれ以上踏み込めない。ただし、仮に一度でも廃棄物と認定されているものであれば、FIT法において一般木質バイオマスの区分になることはなく、一般廃棄物、建設廃材に区分されるものと考えている。

「1 (4) 合板型枠の取扱いについて イ 合板型枠の由来証明の確認」については、

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインにおいて、由来の確認は必須であり、合板型枠も川上の由来証明が必要ということは全く変わっていない。証明の連鎖がなければ、一番安い価格のバイオマス、建設廃材という区分にしかならない。

「1 (5) FIT固定価格買取制度の影響 製紙・ボード原料など既存利用事業者への影響を及ぼさないとするガイドラインの原則を守る政策を進められたい。」については、

森林資源の有効活用、森林の整備という観点で、日々機械の導入、施業の集約化などをやって、森林からの間伐材、木材の供給の増加を図っているところ。今後もこのような施策を続けていく所存。

「1 (6) 木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果の公表」については、

都道府県等を介して利用事業者に利用量を聞いたものだが、その際に建築廃材と報告されたものの中には、証明が付いていないため、建設廃材の区分に含まれていることも否定できない。速報を出して確報に至るまでの間にチェックしたが、それでも残っている可能性がある。それが一つの原因だと考えられる。また、皆さんが持っているデータと、我々の平成27年の調査レベルが異なっているので、建設業から排出される量に違いが生じている可能性はある。

輸入材については、ここ2~3年の貿易統計を見るとヤシ殻（PKS）は、年々輸入量が増加しているという実態があるが、今後の見通しは、わかりかねる。

「2 木質チップの品質の確保」については、

チップの品質については重要と認識している。我々としては、都道府県を通じて燃料製造設備の支援をしており、品質規格については、日本木質バイオマスエネルギー協会やこちらの連合会において品質規格が定められているので、今後のことは皆さまを中心にして発信等していただければありがたいと考えている。

「3 木質資源の地産地消の促進」については、

地域におけるエネルギーの観点では、農林水産省が省庁と連携して取り組んでいるバイオマス産業都市構想や総務省が進めている自治体のマスタープラン、地域分散型のエネルギー推進などいろいろやっている。もう一つは、地域木質資源を有効活用するために、地域における木質資源量を把握するために、バイオマスエネルギー需要動向調査を引き続きやって、都道府県、全国の動向を確実に把握してまいりたい。

「4 市町村の森林経営計画の積極的な策定」については、

市町村の森林経営計画の積極的な策定については、森林の所有者が策定するが、委託を受けた人も策定できる。

森林経営計画制度というのは、平成24年度からスタートしており今のところ、森林経営計画がされているものは若干だとのことだが、林野庁としては、森林経営計画の策定や施業計画の集約化のための森林情報の収集や森林所有者の特定のための森林査定を支援している。

森林計画策定に合う森林施業プランナーの資格を持つ人材育成、所得税・相続税の特例措置の適用などにより計画面積の増大を図っている。FIT制度では、森林計画を策定することにより間伐材は一般木質より高額としているので、これを活用して所有者においては更なる森林施業計画を作っていたら、より豊かな森林を作っていきたいと考えている。

国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 種蔵 史典

「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響」については、

国土交通省では建設リサイクル推進計画2014を策定しており、現在は計画に基づく施策を進めているところである。同計画においては、発生木材のリサイクル率も95%の再資源化、縮減率を掲げている。その達成に向けて、引き続き、連合会を含めた関係者との連携を図っていきたい。

また、御指摘の事項については、法の所管部局で法の運用をされる際に適切な配慮が行われると認識しており、国土交通省としては必要に応じて協力を行っていきたいと考えている。

国土交通省：建設業課 課長補佐 佐々木 昇平

「2 CCA処理木材の取扱い」については、

解体の現場において適正な分別解体を推進することが、建設リサイクル法の趣旨であり、それをしっかり徹底することが非常に大事。そういう観点から、建設業法において、解体工事を位置付けしているところである。そういった中で、CCA処理剤を含めた有害物質の処理についても、より適切に行っていくことが必要になっており、従前から研修会等においてパンフレット等で周知を図っている。

なお、要望に「受け皿の確保を含めた」という言葉があるが、それが処理施設ということであれば、国土交通省が処理施設を作ることはできないため、環境省の話になる。

座長 一通り各省庁さんからご回答、ご見解をいただきました。たいへんありがとうございました。それではこれから、本件に関するの質疑・ご意見を各会員の皆様方からお願いしたい。

Q1 環境省と国交省から、木くずの年間排出量に関して一番最近では25年だと思うが、環境省からは約550万t、国交省からは約500万t、農水省から

は、絶乾で420万tと公表されている。木くずは減少傾向にあると思うが、実は協会アンケートを取っており、だいたい400万t位を我々の協会扱っている。その内、約60%が燃料に回っているとの調査結果が得られている。その割合からすると環境省の550万tの60%で300万t強が燃料と云うことになる。

農水省の調査では、絶乾で430万tであるから湿重量では570万t（水分25%）程度の建設資材廃棄物が燃料に使われているとの調査結果である。それぞれの数値がかなり離れているが、我々の知らないところでかなり廃木材が流れているのかなということを感じている。

座長 今の話しは、平成27年を対象とする木質バイオマスエネルギー利用動向調査において約60%が建設系由来であり、絶乾で430万t、湿重量では570万tの建設資材廃棄物がエネルギーとして利用されたとの結果であるが、このデータと他のデータを比較すると乖離があるということになるのかな、という話しであった。これについては、先ほど、農水省さんからは、その他の材として必ずしも建設系由来でなくFIT証明のない材も含まれているのではないかという見解があった。

連合会で扱っている建設発生木材の取扱い割合は大体7割から8割あるのでこれらのデータとの比較、他のデータとのクロスチェックをしながら、又ご協議させていただければと思う。

Q2 何点かあるが、1点目は、経済産業省さんからの説明の中で、発電事業者の情報をウェブで定期的に公表する予定ですよという話しがあった。以前から色々な形で情報開示をお願いしている中では、やはり、発電事業者の保護という観点から、公表は出来ないという回答を何度か頂いている。先ほどの説明にありましたように、今回のFIT制度が施行されて5年が経ち、国民の負担が最近5倍くらいに増えている。国民の税金で払っている部分もあるので、普通の民間の企業活動という意味合いだけではないと思う。今回は、FIT法の改正で情報開示をすると変わっているので、是非、出来るだけ詳細な情報が開示いただけるような形でお願いしたい。

Q3 次に、今のFIT法の中の燃料調達に関してだが、今我々が一番懸念しているのは建廃材であるが、それ以外に、これだけ発電設備が出来ると海外調達の輸入チップ、ペレット、PKSなど、色々な海外調達の燃料がある。先ほどの説明でも海外調達について安定調達というものを判断するというお話があったが、国内の森林からの未利用材の供給についてもようやく需給上の情報が入って分かってくるようになった。本当にこれから20年間海外から調達できるのか、関係部局が海外の情報を含めてどのような責任の下で判断されるのか見えてこない。

Q4 3点目は、先ほどの農水省さんの説明の中で、木質事業業界に影響がないよ

うに指導するという話があったが、今回やられている需給情報連絡協議会においても、今回初めて私どもの会員企業がオブザーバーという形で協議会に参画させていただいた。今までの林野庁さんの調査資料には、合板業界には聞くようなフォーマットになっているが、私どものボード業界の各メーカーに情報を問うようなフォーマットにはなっていない。また、フォーマットになっていないと云うことについて意見を出した結果、却下された。こういった形で私どもの状況を掴んでいただけるのか、私どもの会員企業に来たという話も聞かないので、今の説明では少し納得がいかない。

Q 5 4点目は、先ほどの説明の中で、合板型枠の話があったが、廃合板型枠については従来、平成27年7月までは産業廃棄物ということで我々のボード資源として供給いただいていた。しかし、グリーン購入法の対象になった段階で買取り価格が24円材のチップとなったので、その影響がどこまで出てきているかは分からないが、問題となっている。

Q 6 もう1点は、合法木材法の中で、今回の合板型枠はグリーン購入法の調達品目ではあるが対象品目から外れている。ということは、いわゆる、持続可能性証明だとか合法証明の連鎖がなくても良いという形になる。片やこちらのグリーン購入法でいくと連鎖は必要だという形で二つの法律の中で少し違和感が生じている。以上についてお願いしたい。

経済産業省 私からは公表の件と輸入材の調達の2点について説明する。

第1点目の公表に関しては、例えば、太陽光に関しては、地域住民の方々が知らないうちにパネルが設置されていた等、そういったトラブルがあると承知しており、出来るだけ再エネ発電事業の情報を公表して、適切な発電事業が運営されるよう再エネ発電事業が地域に根ざした事業となることを確保していきたいと考えている。そういった観点からも先程説明した5項目に関しては公表する予定。

次に燃料調達については、輸入材を含めた燃料の長期安定調達の見通しについてと云うことであるが、申請事業者が作成する燃料調達使用計画書の様式を近く公表する予定であるが、その中で、燃料供給者等関係者との調整状況や、燃料の安定調達に関して長期に渡る安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方をしっかり記載してもらおう予定である。燃料供給者、サプライヤーとの契約書若しくは協定書の添付を必須とするほか、燃料の安定供給を確保するための関係者の取組みについて詳細に記載してもらおうことを通じて山側との協力関係を含めどのように材を出すことを担保しているのか等長期の安定調達体制についても、しっかりチェックしていきたいと考えている。

農林水産省 需給情報連絡協議会については、今年度はオブザーバーでの参加であったと伺っているが、フォーマットは適宜加工した上で、ボード業界の情報を

提供していただき、関係者で共有のうえ、問題解決に向けて議論が深まればと思う。

合板型枠については、クリーンウッド法との絡みがあるが、F I Tに関してはF I T法と云うことで、それに基づいて発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインというものがあるので、我々としては、発電会社が電力供給会社に売る場合は、由来をたどり最後は森林に到達するかということ及び一般木質の売電区分で買い取りを希望するのであれば廃棄物ではなく、資源であることを証明すること、その二つを証明する必要がある。

その二つを整理して、出せる合法型枠がどれだけあるのかは分からない。

色々相談はあるが相当ハードルは高いと認識している。無限的な証明は事業者からするとリスクが高いと思っている。

座長 ありがとうございます。他に何かありますか。

Q 7 資源エネルギー庁が毎月公表しているF I T設備の新規稼働状況と新規認定状況を、本日の資料にまとめてみた。その状況と、2015年に経済産業省が出した2030年度長期エネルギー需給見通しを比べてみた。

現在の稼働実績、認定容量をみると、未利用間伐材は現在既に2030年度の見通しの2倍近く認定している。一般木材については、見通しに近づいている。建設資材廃棄物は、現在、見通し量と同じ発電容量が認定されている。

今後の設備認定申請において、適正な事業計画については順次認定していくことにより、これから見通し量を超えていくことになるだろうが、付加金など国民負担の増大が懸念される。今後の設備認定の見通しはどうか、

経済産業省 それぞれの材のエネルギーミックスの数値と、現時点での認定状況との比較はどうか、またどう考えているのかと云うことだが、まず、未利用材に関しては、ミックス策定時の未利用間伐材24万kWという数値は、昨年改定された森林・林業基本計画の改定前の未利用材の数値600万立方メートルがベースになっていると認識している。他方で、新たな森林・林業基本計画では2025年であるが800万立方メートルとなっている。その材がキチンと出るのかという質問かと思うが、林野庁さんとしっかり協議して、未利用材の供給体制をしっかり強化していくと云うことが、重要なことと考えている。我々としては、出来るだけ未利用材が出てくるように林野庁さんを初めとして、都道府県、関係省庁と連携して、事業者の燃料調達計画の妥当性についてしっかり確認していきたい。

一方、量が多いのは輸入材であるが、国内材の供給制約がある中で、国内材を補完する役割が期待される一方で、エネルギーセキュリティ等に対する懸念や、為替変動等外部環境の影響を受けるリスクも考慮する必要がある等輸入バイオマスを巡っては両面があると認識しており、いかに国内材と海外材をバランス良く導入していくかが重要であり、そのための木質バイオマスの適切なあ

り方について引き続き検討していく必要があると考えている。

座長 ありがとうございます。

- Q 8 国土交通省にお聞きしたいが、建廃材そのものの今後の見込みをお聞きしたい。我々は一般的には新設着工数の状況と、建廃材の発生量を見ているが、片や、30年、40年前に160万戸や170万戸の住宅着工数がある。今後、建設廃棄物の発生の見方について国交省ではお考えがあるか。

国土交通省：公共事業企画調整課

国土交通省が持っている将来の見通しについては先ほどお話ししたとおり、木材に限らず、再資源化率であるとか、どれくらいリサイクルしていくのかといった目標値を定めて、日建連等の関係団体等とともに目標を達成できるよう努力していくことが基本的スタンスであるので、むしろ、どれ位減らしていくのかということになる。

- (Q 再資源化率は出ているが、その基になる分母が増えるのか、減るのかどうかという見方はないのか。)

将来予測の計算は、公表されている経済指標を基に、様々な仮定をおきながら推計することとなるのでは。仮定は、各人の用途に合わせて自由に、工夫しながら設定すべきものであるし、複数パターンが必要かもしれない、そのような独自の推計の動きもあるものとお聞きしている。業界としての方向性を考える際や、各社の経営判断をされる際には、単なる数字のアウトプットだけを見るのではなく、そういった仮定の内容も含めて理解しながら検討されることが重要ではないだろうか。

座長 連合会では、今年度の事業で建廃の発生量を検討しているが、やはり数値の出し方があるので、かなりのクロスチェックが必要かと思う。

- Q 9 質問ではなく、是非検討させていただければという課題についてお話しする。

先ほど別紙でお示ししたが、今後の発生木材の減少傾向がある中で、新たなバイオマス資源を掘り出さなければならない。特に生木、剪定枝について市町村にアンケートを実施した。高い回答率でご回答をいただいたが、各省庁さんにおいては、12月末に結果について示させていただいた。これまで単純焼却されていた剪定枝・生木などの木材資源についても有効活用をさらに検討していければと思っている。又、我々は地域に根付いているので、自治体に向けて提案をさせていただき、是非テーブルにのせて検討をお願いしたい。

また、先ほど林野庁さんからお話があり、廃棄物は処理費が付いている間は一般木材とはいえないとのことであったが、有用に活用できるものについては幅広に検討していただければと感じている。

なお、合板型枠については経過措置もあったが、今年の4月からいよいよ動

き出すと聞いている。おそらくじわじわとこの影響が出てくると思われるのでこれについても調査をして具体的に数量はどうなのかという点を踏まえて、繊維板工業会さんとも連携しながら、数値をまとめて又皆さんにご報告していきたいと思う。色々と検討が必要なものについては、是非当連合会でも対応していきたいと思っている。以上お願いしたい。

座長 又、ご意見等があれば、メールなりでご連絡いただければご協議させていただく。

さて、ここまで各省庁さんにご参加いただいて進めてきた。国の方々には公務たいへんお忙しい中、ご出席いただきありがとうございますございました。

(国出席者退席：休憩)

3 木質チップに関する課題について

座長 鈴木理事長が所用で退出しましたので、以降は、藤枝（副理事長）が座長として進行します。

国の方々は退席したが、是非次回までにまとめてもらいたい事項等の意見があるか。（特になし）

それではまず、需給調査結果について、事務局から報告をさせていただく。

連合会 澤地専務理事 7ページの「平成28年度木質バイオマス需要調査（ユーザー調査）についてご報告する。特に問題があるのは、品質の条件を満たしていないものがあるとの回答が約50%あり、品質に関して高い関心があることが示された。チップの価格については、約70%方々が年間ほぼ一定として、安定していることを示している。

生産会員実態調査（メーカー調査）は10ページから掲載されているが、メーカーの取扱量は全体で393万tであった。このうち、品目別取扱量の回答をいただいた352万tについては、建設系廃木材が一番多く208万tであり、平成27年度に初めて回答を頂いた型枠の取扱量は16万2千tであった。廃合板型枠の一般木質化により有償化の事例が関東で出ており、年間12千tを今月から稼働させるとの計画があり、今後どのような状況になるか注目している。

次に、バイオマス発電設備の認定状況を6ヶ月ごとにまとめた。13ページはRPSからFITに移行したもので、合計46設備あるが、建設廃材に区分される設備が最も多い。14ページはFIT新規認定の内、稼働済のもの集計であり、未利用木質が急速に増加していることが分かる。

FIT新規認定全体を見ると（15ページ）、未利用木質、一般木質がともに大きく増加していることが分かるが、建設廃材の区分ではあまり増加していない。また、2030年度長期エネルギーミックスの需給見通しと比較すると、未利用間伐材は見通し量の約2倍近くまで既に認定されており、一般木質は見

通しに迫る量が、又、建設資材廃棄物は、見通し量37万kWに対し、平成28年9月末時点で既に36万9千kWが認定されていることから、これらの設備は2～3年以内に稼働を開始することになり、膨大な量の木質バイオマスが必要になると見られる。

17ページには、地域別木質チップ市場価格を掲載した。

座長 価格の話が出たが、新年度には、6つの協会に関してチップ価格の実情がどうなっているのかという調査を進めていくことになると思うので、各協会、ユーザーさんにはご協力を頂きたい。

座長 それでは、需給状況について、各ユーザーさんが出席しているので、よろしければ、今の状況をご報告いただきたい。

繊維板工業会 私どもの方では現在4種類のボードを扱っている。建廃材関係ではパーティクルボードが原料の8割を占める。全体として5割から6割が建廃材を使っている。去年から今年にかけて生産、販売は順調に推移している。

原料のチップについては、FIT設備が2016年に次々に稼働を開始するという事で非常に懸念していたが、お陰様で生産に支障をきたすようなことはない状況にある。現時点ではこの冬の交通の関係で北のエリアについてはチップの調達に少し問題があって、在庫が余り持てない状況での稼働である。

チップの調達価格についてもFITの影響が出るかなという心配があったが基本的に今のところはない。ただ、従来の調達先よりも遠距離から入手しなければならない地域も中にはあると云うことが会員さんから報告を受けている。今のところは、当初の懸念もなく、全体には順調に動いている状況にある。

東京ボード 当社は自社で廃木材を集めており、パーティクルボード用と発電用に木くずを集めている。燃料用は必要量が集まっているが、パーティクルボード用の原料については、やや苦戦している状況にある。搬入量自体は昨年と余り変わらないが、品質が悪い物が入ってくる状況にあり、冬場ということもあり、原料に関しては不安がある。

販売に関して昨年はかなり苦戦したが、昨年末から今年の1月、2月は回復している。

住友大阪セメント 当社は全国5工場で操業しており、トータルで約45万t程度木くずを使っている。

大きな工場としては栃木工場が15万t、高知工場が10万t程度使っている。木くずの集まり具合は、どの工場も木質チップは安定して集まっている。

セメントの販売は、オリンピック需要がもっと伸びるかなと考えていたが、今のところ、伸び悩んでいる状況にある。

日本製紙木材 日本製紙グループでは全国で年間100万から120万t位建廃、木質燃料を使っている。昨今、色々ボイラーが立ち上がって集荷の競合になってどうなるかという状況であったが、結果的には毎年同じ数量プラスアルファにて必要量を確保してボイラーを動かしている。

需要量に対して供給量が少ないのは数字上明らかであるが、それでは、何故必要量が集まっているかと云えば、稼働日数の問題がある。SD（休転）があるが、我々のボイラーが立ち上がって10年近くが経過し、だんだん劣化が始まって、トラブルが多く出ている。SD（休転）を除いて稼働率がだんだん下がっている。これは日本製紙グループだけでなく色々なユーザーのボイラーでも同じようなことが起こっている。ということは皆さんのボイラーが安定的に動いた時点では燃料の取り合いが始まると云うことが起こるかなと思われるが、今の時点では需給が逼迫していることはないと思っている。正常に動けば逼迫するだろうということになる。

そういう中で、先ほど価格の話もあったが、価格改定もなしに安定的な価格で推移している。今後懸念材料があるのは、燃料自体は確保できたがトラックがないという事態が起こってくるかなと心配している。トラック業界の運転手の拘束時間の制約で遠隔地での供給が細ってくるかなと懸念している。その中で輸送能力の確保が今後取り組まねばならない課題かなと感じている。

大王製紙 我々もメーカーから発生量は良くないと聞いており、我々の在庫が減るという状況にあるが、メーカーさんも在庫を持っているので、今のところ安定的に供給頂いている。熊本の震災廃棄物の処理が始まりつつあると云うことで、そちらの供給もあるので、新しいボイラーが稼働している中でもそういうところでなんとかバランスしているのかなと考えている。

今後、震災廃棄物もなくなって今後新しいボイラーがさらに立ち上がってきたときにどうなるかなと云うことで、1年後、2年後には苦しくなるのかなと見ている。

レンゴーペーパービジネス 埼玉県八潮市にある板紙工場ボイラー1基が稼働しており、月間1万tで100%建築廃材を使用して稼働している。

後発のボイラーであるがおかげさまで年間を通して燃料を供給していただいている。今後に関しては、供給は多少懸念があるが、当社ボイラーはFIT対応ではなくて自家発電ボイラーとして稼働しているので、コスト的に輸入燃料を使うことはないと考えている。

住友林業 住宅・ハウスメーカーとして発言すると、今年度の新築住宅は96～97万戸位になりそうだが、これは主に相続税対策の貸家が増えたものでありこれが来年度以降なくなってくると、シンクタンクの情報では93万戸位に落ち込む。そうすると建築廃材が減ってくるのではないかと思われる。

実際に各ハウスメーカーの受注状況は良くないとの情報が出ている。これが半年後に現実化すると着工は減ってくるのかと思われる。

発電に関しては、1月に定修をしているが稼働後5年が経って経年劣化も激しくて、定修が予定より1週間延びた。その立ち上がり後は順調に推移しており、今の予定では来年1月まで何事もなければ継続して運転していく予定である。

座長 先ほどの国への要望にあえて入っていなかったが、熊本の震災の関係について、今日は九州協会からも見えているので、どんな状況か、ご説明願いたい。

九州協会 河本副理事長 一番地震がひどかった益城町の集積場で、現在1日200tが入ってきている。ただ、まだ解体が終わっていないところがあって、篩い処理に追われており、2年間で片付けると言うこともあり、まだまだ、処理はこれからという感じを受けている。

現状、九州管内のマテリアルに関しては余剰気味であり、熊本の震災に絡んで船が回ってこないのが、九州管内ではチップは厳しい状況にある。

先ほど事務局から話があったが、RPSからFITに移行したところは建廃を使っているのが実情であり、九州管内で計画・進捗中のFIT計画は、基本的には未利用材、輸入材がほとんどなので、建廃の使用量に関しては、九州協会としては検討していかざるを得ないと思っている。

座長 震災についても今回の熊本震災廃棄物の中の木くずについてはうまく回ってはいないというのが実情である。

全国木材資源リサイクル協会連合会として本来の提案のあり方についてはどうあるべきか見直しが必要だと、九州協会からも中四国協会からもお話をいただいている。もう一度とりまとめていきたいと考えている。

先ほどお話しが出ていた、今後の木材資源の掘り起こしについては、関東協会から主だった市にアンケート調査を行ったが、内容についてご説明したい。

関東協会 原専務理事 自治体と話しをしていて、剪定枝等を単純焼却していることに抵抗があって、より環境に優しいやり方はないだろうかという相談を受けたのがきっかけでもあった。

そこで10都県213の人口5万人以上の自治体に対して、剪定枝がどのように処理されているかを中心に調査をしたが、その中で、木質系廃棄物の発生量を聞いた。自治体は可燃とか不燃という区別しかないのが、木材自体の扱量は分からないという自治体が多かった。その中で、ゴミの内容を調べる組成調査というものがあり、その中で、木質系が何%位あるかというのわかっている自治体から回答をいただいた。

その結果、関東10都県の中で、約40万t位あるだろうという推計になった。これは実際に木材かどうか分からない中で出した数値であるが、実際にどんな形で処理されているかというと、家庭系では焼却53%、堆肥化14%チップ化27%であった。チップ化は現実近く産業廃棄物業又は一般廃棄物業で施設のあるところでやられているという状況も見えてきた。

その中で、処理料金がどの位かということも聞いてみたが、自治体ごとに計算方法が異なるので難しいが、基本的に清掃工場で処理する料金というのは、税金で補填している部分もあるが、持ち込み処理手数料として中央値で約20円くらいであった。

また、それぞれどんな課題があるかについては、実際に処理した時に、これまで他のものと混ぜていたものを独立に収集運搬する費用がかかるということもあり、経費面で現時点よりか多くかかるのであれば新たに踏み込めないとか、処理施設が身近にないと運搬費が余計にかかるとうこと等色々な課題がある。しかし、その課題をうまく乗り越えれば可能と云うことになる。ある意味では木材だけを収集すると余分に費用が掛かるが、それなら、事業系をまず初めてみる事が出来るだろうとか、課題から見えてきたことがあり、今後そういったことを具体的な事業として皆様に示して、母材拡大の一環として使っていければと思っている。

座長 用意した時間が迫ってきた。これをもって終了としたい。ご協力ありがとうございました。

司会 以上をもって、平成28年度木質チップに係る需給問題検討会を終了します。

閉 会：16：30

(文責：澤地)